

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	追加提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
112010	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の明確化		<p>現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより最終処分まで定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。</p> <p>また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る原料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針においては、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避脱的・補完的手法の位置づけとしている。</p> <p>これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本理念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に関するものでは、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、燃焼（サーマルリカバリー）の順でそれを行うという基本原則に則るものである。</p>		<p>1. 容器包装リサイクル法第2条6項における分別基準適合物について環境省令第2条8項の2に規定されている「圧縮されていること」を除外する。</p> <p>2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（公布日：平成12年12月01日）」なる制度を推進することを目的とする。その目的を達成するため、1. 自治体の選別施設と再商品化施設との2段階で選別が行われおり非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向いた原料の分別の確保が図れないことにより再商品化の向上が図れない。2. 自治体が分別基準適合物以外のものを分別しきれず、その分別コスト負担を伴って分別収集を要しない自治体が多々存在すると思われる。3. 自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに送付することができず、分別処理に回す必要がある。以上3点ありこれらの弊害によって合理的なリサイクル手法の選別、合理的な分別収集の実施が促み、社会的総費用の低減およびCO2の更なる削減につながる。</p>	<p>現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるフットカバーから得られた時点でマイクロに素材選別を行う高効率な選別化施設が誕生しえない枠組みになっている。この制度では選別・指定されている「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を見直し、①選別化施設が誕生し得る枠組みにする②フットカバーから得られた時点ででの組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者集団が自治体集団のものを排出することでより公平な費用負担とする③適切な環境負荷低減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する。上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的部分を解消し、プラスチックをより高効率なリサイクルへと導くための更なる制度を推進することを目的とする。その具体的な部分とは、1. 自治体の選別施設と再商品化施設との2段階で選別が行われおり非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向いた原料の分別の確保が図れないことにより再商品化の向上が図れない。2. 自治体が分別基準適合物以外のものを分別しきれず、その分別コスト負担を伴って分別収集を要しない自治体が多々存在すると思われる。3. 自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに送付することができず、分別処理に回す必要がある。以上3点ありこれらの弊害によって合理的なリサイクル手法の選別、合理的な分別収集の実施が促み、社会的総費用の低減およびCO2の更なる削減につながる。</p>	C	<p>(1) 分別基準適合物の基準の緩和（「圧縮されていること」の除外）について 容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの（分別基準適合物）について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが金銭上不合理に高くなるものとならないようにするため、再商品化を行う分別の段階において減容化を行い、再商品化に係る運搬費を低減させたものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。</p> <p>つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考えられる。現段階においては、本提案内容の実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかどうかの評価が十分であることから、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。</p> <p>また、容器包装リサイクル法に基づき容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき国の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体から分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関へ一括して引き取り、一般競争入札により要請に再商品化を行う事業者に処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。</p> <p>仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、他県と異なる事業者が技術的に指定されよう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率な仕組みとなるおそれがある。従って、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。</p> <p>なお、上述の如く、分別基準適合物に関する制度を改正する際には、制度の変更により、費用負担の状況に変化が生じる特定事業者又は市町村との間で、十分な議論・調整が行われていることが前提となるものとする。</p> <p>(2) 原料利用の位置づけについて 容器包装リサイクル法の法的目的は、「一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ること」であり、本法は、資源の有効な利用を図る手段として、分別基準適合物の再商品化の促進を位置付けているところである。再商品化の手法に関しては、結晶性資源の有効利用や環境負荷の低減を目的と見ながら、原料を効率的に用い、製品等として再使用（リユース）することができるものは再使用し、原料として再生産利用（リサイクル）できるものは再生利用し、それができない場合は熱回収（サーマルリカバリー）することとしており、同法の基本方針において、再商品化手法における原料利用は材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避脱的・補完的手法の位置づけとしている。</p> <p>こうした考え方に對して、主に容器包装廃棄物のリサイクルに係るコスト低減の観点から、燃焼としての利用促進をするべきとの意見があることと承知しており、中核推進会議がプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会においても、議論を重ねて来たところ。</p> <p>この点について、前金において「第1年0」によりまため報告書（「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方」に係る報告書）では、「燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない率が生じる恐れが指摘されている中で、敢て循環基本法の中で再生利用（リサイクル）より優先度が低い熱回収（サーマルリカバリー）を導入することとは、現に機能している材料・ケミカル両リサイクル手法を経済コスト面から事実上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、熱回収のみのみでは、そもそも分別の手間や経済コストをかける容しの下でリサイクルしなくても、可燃物とともに収集して焼却処理施設で熱回収すれば効率の面では劣るものもそれでも十分ではないかと指摘がなされることも考えられる。このため、容し法の段階で見直までの間は現状の取扱いは継続し、緊急避脱的でない原料利用の導入については、こうした点も踏まえて、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。」とされているところである。</p> <p>こうした議論の経緯があることを踏まえると、上記の報告書に示された論点について十分な議論がなされないまま、原料利用を通常の再商品化手法として位置付けることは適切ではないと考える。今後、上記の報告書で示した方針に基づき、検討を進めていきたい。</p>		株式会社エコゼリック、明元工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省、環境省		

